平成２２年（フ）第１８９号
北海道北広島市共栄町３丁目８番地１　公住74号
債務者　高橋奈美枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９４号
札幌市北区新川714番地２石金病院、住民票上の住所札幌市北区新琴似６条６丁目１番７号ライフ66―202号
債務者　阿部なぎさ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番20号　タイム15―205号
債務者　吉田ひろみ（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６号
北海道恵庭市末広町121番地の２　マック恵庭コート401号
債務者　高森　君江
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番22号　みかみハイツ２号
債務者　小寺すか子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６号
札幌市東区北16条東８丁目１番18―402号
債務者　鴫谷みどり（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７２０号
岩手県花巻市湯口字的場62番地、旧住所岩手県花巻市湯口字的場62番地10
債務者　渡邊由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７２３号
神奈川県横浜市南区宮元町１丁目９番地１クリオ吉野町弐番館604号、申立時の住所岩手県花巻市愛宕町８番４号
債務者　畠山　浩司
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７８２号
埼玉県狭山市祇園４番62号　公栄ビル803、前住所埼玉県狭山市大字北入曽1508番地の74西武フラワーヒル70―２
債務者　小山　孝則
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６７号
埼玉県所沢市東所沢１丁目１番地の７　イーストプレイス202
債務者　小山　和子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７４３号
新潟市東区船江町１丁目16番12号
債務者　大黒　光泰
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５６号
新潟市中央区米山４丁目17番22号　シャンボールワイズ202号、前住所新潟市中央区堀之内南１丁目25番２号　102号
債務者　武藤　珠美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３号
新潟市南区白根3090番地
債務者　金塚　麻希
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８号
新潟市中央区寄居町707番地１
債務者　中村美佐子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１号
新潟市西区五十嵐１の町6443番地２、前住所新潟市中央区上大川前通６番町1201番地３グレイス上大川前101号
債務者　森　　泉
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２号
京都府京丹後市網野町浜詰764番地
債務者　飯田　雅一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第８６８０号
大阪市福島区海老江３丁目24番42―903号
債務者　神徳　仁志
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部